

(証券コード6748)
平成27年 6 月10日

株 主 各 位

京都府城陽市寺田新池36番地

星和電機株式会社

取締役社長 増 山 晃 章

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年 6 月25日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1. 日 時 | 平成27年 6 月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 京都府城陽市寺田新池36番地 当社本店会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | |

- | |
|--|
| 1. 第67期（平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 2. 第67期（平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで）計算書類の内容報告の件 |

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。（当社ウェブサイトアドレス <http://www.seiwa.co.jp/>）

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の金融経済対策により円安株高傾向が続き、企業業績の回復や雇用環境の改善がみられ、堅調な公共投資も下支えとなり、景気は徐々に回復基調となりました。しかしながら、円安による原材料価格の上昇、海外経済の下振れ懸念など依然として景気の先行きは不透明な状況が続きました。

このようななか、当社グループにおきましては、販売力とものづくり力の強化に向けて、ソリューション営業を通じた顧客満足度の向上と市場ニーズに対応した製品企画・開発の促進に取り組んでまいりました。

この結果、民需関連製品ではLED照明器具、公共投資関連製品では道路情報機器、トンネル照明器具の売上が伸びたことにより、前連結会計年度に比べ増収増益となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は225億14百万円（前連結会計年度比6.2%増）となりました。営業利益は9億2百万円（前連結会計年度比68.2%増）、経常利益は9億円（前連結会計年度比79.5%増）、当期純利益は9億42百万円（前連結会計年度比52.2%増）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

#### 情報機器事業

主力製品であります道路情報機器において、公共投資の堅調な推移のなか、高速道路向けの売上が増加しました。この結果、売上高は103億71百万円（前連結会計年度比8.4%増）となりました。

#### 照明機器事業

民間設備投資関連の産業用照明器具において、LED照明器具は堅調に推移しましたが、従来型照明器具はLED化の動きによる需要の減少を受けて低調に推移しました。一方、公共投資関連はトンネル照明器具を中心に増加しました。この結果、売上高は65億3百万円（前連結会計年度比3.1%増）となりました。

## コンポーネント事業

配電盤や機械装置に用いる産業用配線保護機材は堅調に推移しましたが、エアコン用の配管保護機材は消費税増税の影響を受けて低調に推移しました。また、電磁波環境部品は微増となりました。この結果、売上高は48億64百万円（前連結会計年度比2.7%増）となりました。

## その他の事業

メカトロニクス製品は18百万円、商品仕入販売は5億92百万円、情報サービスなどは1億63百万円となりました。この結果、その他の事業の売上高は7億73百万円（前連結会計年度比33.0%増）となりました。

## 事業別売上高

| 区 分          | 売 上 高                 | 対 前 連 結 会 計<br>年 度 比 増 減 率 | 構成比率   |
|--------------|-----------------------|----------------------------|--------|
| 情 報 機 器      | 10,371 <sup>百万円</sup> | 8.4 %                      | 46.1 % |
| 照 明 機 器      | 6,503                 | 3.1                        | 28.9   |
| コ ン ポ ー ネ ント | 4,864                 | 2.7                        | 21.6   |
| そ の 他        | 773                   | 33.0                       | 3.4    |
| 合 計          | 22,514                | 6.2                        | 100.0  |

## （２）設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2億73百万円で、その主なものは、コンポーネント事業での海外工場および生産設備等であります。

## （３）資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、取引金融機関8行と運転資金の調達を目的とした総額10億円のシンジケーション方式のタームローン契約を締結いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

今後の経済情勢は、政府の経済対策を背景に公共投資の堅調な推移が続く見通しで、日銀の金融政策もあいまって民間設備投資も回復に向かうことが期待されます。しかしながら、中国をはじめ新興国などの景気減速による海外経済の下振れ懸念などで、景気の先行きは不透明な状況が続くと予想されます。

このような状況のもと、販売におきましては、ソリューション営業の実践とマーケティング力強化により既存事業の維持と新分野開拓に挑戦し、顧客満足度の向上と新商品企画の促進に努めてまいります。

また、生産におきましては、設計開発力の向上と市場への製品リリースのスピードアップを図るとともに、生産性の向上と製品品質の向上に努めて、競争力のある生産基盤の構築を目指します。さらに、全事業分野にわたり社会の発展に寄与する独創的な商品の提供はもとより、省エネルギーを実現する商品の開発を促進し、地球環境に配慮した取り組みを進めるとともに、品質・安全性の確保を図り、顧客満足度の一層の向上に努めてまいります。

とりわけ照明分野では、従来型照明からLED照明への切替需要が急速に拡大しています。

このような状況のもと、当社におきましても市場のニーズに応えるべく、主力である産業用照明器具、道路・トンネル照明器具のLED化を推進し、積極的に展開してまいります。さらに開発のスピードアップと顧客満足度の向上を目指す提案営業活動により推進力を高め、LED照明事業の業績拡大を図ってまいります。

さらに引き続き全社を挙げて内部統制の確立、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底に取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                              | 第64期<br>(平成24年3月期) | 第65期<br>(平成25年3月期) | 第66期<br>(平成26年3月期) | 第67期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年3月期) |
|----------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高(百万円)                         | 19,813             | 18,661             | 21,195             | 22,514                          |
| 経常利益又は経常損失(△)(百万円)               | △569               | 423                | 501                | 900                             |
| 当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)             | △642               | △354               | 619                | 942                             |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)(円) | △53.11             | △29.29             | 51.22              | 77.98                           |
| 総資産(百万円)                         | 22,959             | 19,712             | 21,389             | 23,739                          |
| 純資産(百万円)                         | 7,926              | 7,594              | 8,535              | 9,841                           |
| 1株当たり純資産額(円)                     | 647.20             | 619.50             | 697.56             | 806.66                          |

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                                        | 資 本 金      | 議決権の所有割合 | 主 要 な 事 業 内 容               |
|--------------------------------------------------------------|------------|----------|-----------------------------|
| 星 和 テ ク ノ ロ ジ ー<br>株 式 会 社                                   | 50,000千円   | 81.1%    | ソフトウェア、機器の販売<br>およびコンピュータ保守 |
| 株 式 会 社 デ ジ テ ッ ク                                            | 30,000千円   | 81.0%    | 電磁波環境部品製造                   |
| 常 熟 星 和 電 機 有 限 公 司                                          | 17,096千元   | 100.0%   | 電磁波環境部品製造<br>および照明機器製造      |
| S E I W A E L E C T R I C<br>(V I E T N A M) C o . , L t d . | 4,200千US\$ | 100.0%   | 異型押出成形品製造                   |
| 常 熟 星 電 貿 易 有 限 公 司                                          | 400千US\$   | 100.0%   | 部品調達                        |

(注) 上海制和貿易有限公司は、平成26年10月に清算終了いたしました。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、次の製品の製造・販売ならびに設置工事を主たる事業としております。

| 区 分           | 主 要 製 品 ・ 事 業                                                                      |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 情 報 機 器       | 道路情報表示システム<br>トンネル防災システム<br>LED式信号機                                                |
| 照 明 機 器       | 産業用照明器具（防爆、耐食、防水形）<br>道路用照明器具（道路、トンネル用）<br>制御機器（防爆、耐食、防水形）<br>交通安全機材<br>LEDモジュール製品 |
| コ ン ポ ー ネ ン ト | 電磁波環境部品<br>配線配管保護機材                                                                |
| そ の 他         | メカトロニクス製品<br>ソフトウェア、機器の販売およびコンピュータ保守                                               |

(8) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

|                                       |           |                                        |
|---------------------------------------|-----------|----------------------------------------|
| 星 和 電 機 株 式 会 社                       | 本 社 ・ 工 場 | 京都府城陽市寺田新池36番地                         |
|                                       | 支 社       | 北海道（札幌市）、東京（千代田区）、<br>中部（名古屋市）、関西（大阪市） |
|                                       | 営 業 所     | 東北（仙台市）、新潟、京都、高松、<br>広島、福岡             |
| 星和テクノロジー株式会社                          | 本 社       | 京都市下京区                                 |
| 株式会社デジテック                             | 本 社       | 京都府城陽市                                 |
| 常熟星和電機有限公司                            | 本 社       | 中国                                     |
| SEIWA ELECTRIC<br>(VIETNAM) Co., Ltd. | 本 社       | ベトナム                                   |
| 常熟星電貿易有限公司                            | 本 社       | 中国                                     |

(9) 従業員の状況（平成27年 3 月31日現在）

① 企業集団の従業員

| 従業員数       | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|
| 594名（194名） | 12名増（6名減）   |

（注） 1．従業員数は就業人員数であります。  
2．（ ）にはパートタイマーおよび嘱託契約の従業員の年間平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員

| 従業員数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|--------|--------|
| 463名（190名） | 13名増（8名減） | 41.04歳 | 15.9年  |

（注） 1．従業員数は就業人員数であります。  
2．（ ）にはパートタイマーおよび嘱託契約の従業員の年間平均人員を外数で記載しております。  
3．従業員数は他社への出向者 4 名を除いて記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年 3 月31日現在）

| 借入先          | 借入額   |
|--------------|-------|
|              | 百万円   |
| 株式会社京都銀行     | 2,653 |
| 株式会社滋賀銀行     | 1,121 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 486   |
| 株式会社三井住友銀行   | 475   |

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数 33,782,000株

（2）発行済株式の総数 12,382,000株  
（自己株式290,665株を含む）

（3）株主数 1,637名

（4）大株主（上位10名）

| 株主名                  | 持株数   | 持株比率  |
|----------------------|-------|-------|
|                      | 千株    | %     |
| 星和電機取引先持株会           | 1,219 | 10.08 |
| 財団法人京都青少年育成スポーツ財団    | 1,000 | 8.27  |
| 株式会社京都銀行             | 598   | 4.94  |
| 増山晃章                 | 562   | 4.65  |
| 株式会社滋賀銀行             | 420   | 3.47  |
| 星和電機社員持株会            | 334   | 2.76  |
| 田島大史                 | 280   | 2.31  |
| 株式会社GSユアサ            | 270   | 2.23  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 259   | 2.14  |
| 株式会社松風               | 231   | 1.91  |

（注）持株比率は自己株式（290千株）を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

| 地 位                  | 氏 名       | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                |
|----------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 社 長<br>（代表取締役） | 増 山 晃 章   | 営業本部長                                                                                                                    |
| 専 務 取 締 役            | 愛 知 後 秀 作 | 星和テクノロジー株式会社 代表取締役                                                                                                       |
| 取 締 役                | 正 林 啓 志   | 生産本部統括技術部長                                                                                                               |
| 取 締 役                | 望 月 友 彦   | 管理本部長兼経営企画部長                                                                                                             |
| 取 締 役                | 乾 勝 典     | 生産本部長兼生産本部コンポーネント事業部長兼技術部長<br>兼部品技術課長<br>株式会社デジテック 代表取締役<br>常熟星和電機有限公司 董事長<br>常熟星電貿易有限公司 董事長                             |
| 常 勤 監 査 役            | 佐 野 廣 一   |                                                                                                                          |
| 監 査 役                | 中 野 淑 夫   | 株式会社清貴 代表取締役<br>株式会社ジェー・エム・シー 取締役<br>一般社団法人地域企業振興協会 理事<br>一般財団法人事業承継支援財団 代表理事<br>日本写真印刷株式会社 社外監査役<br>株式会社ユタカファーマシー 社外監査役 |
| 監 査 役                | 益 満 清 輝   | 益満法律事務所 所長                                                                                                               |

- （注） 1. 監査役佐野廣一氏は、平成26年6月27日開催の第66期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 監査役中野淑夫氏および益満清輝氏は、社外監査役であります。なお当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 監査役中野淑夫氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当事業年度中に退任しました取締役および監査役は次のとおりであります。

| 氏 名     | 退任年月日       | 退 任 事 由 | 退任時の地位・担当および重要な兼職の状況                      |
|---------|-------------|---------|-------------------------------------------|
| 山 口 豊 隆 | 平成26年6月27日  | 任 期 満 了 | 専務取締役                                     |
| 富 田 泰 溥 | 平成26年6月27日  | 任 期 満 了 | 取締役相談役                                    |
| 佐 野 廣 一 | 平成26年6月27日  | 任 期 満 了 | 取締役                                       |
| 酒 井 邦 夫 | 平成26年6月27日  | 任 期 満 了 | 常勤監査役                                     |
| 井 上 通 昭 | 平成26年11月13日 | 逝 去     | 常務取締役<br>常熟星和電機有限公司 董事長<br>常熟星電貿易有限公司 董事長 |

5. 平成26年6月27日付をもって地位を異動しました取締役は次のとおりであります。

| 氏 名       | 異 動 前                  | 異 動 後     |
|-----------|------------------------|-----------|
| 愛 知 後 秀 作 | 代 表 取 締 役<br>専 務 取 締 役 | 専 務 取 締 役 |

6. 平成26年11月1日付をもって担当を異動しました取締役は次のとおりであります。

| 氏 名     | 異 動 前                                        | 異 動 後                                     |
|---------|----------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 井 上 通 昭 | 生 産 本 部 長                                    |                                           |
| 乾 勝 典   | 生産本部副本部長<br>兼生産本部コンポーネント事業部長<br>兼技術部長兼部品技術課長 | 生産本部長<br>兼生産本部コンポーネント事業部長<br>兼技術部長兼部品技術課長 |

7. 平成27年4月1日付で担当の変更がありました取締役は次のとおりであります。

| 氏 名   | 変 更 前                                     | 変 更 後                     |
|-------|-------------------------------------------|---------------------------|
| 乾 勝 典 | 生産本部長<br>兼生産本部コンポーネント事業部長<br>兼技術部長兼部品技術課長 | 生産本部長<br>兼生産本部コンポーネント事業部長 |

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 9名 124百万円

監査役 4名 18百万円 (うち社外監査役 2名 6百万円)

- (注) 1. 上記には、平成26年6月27日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名、当事業年度中に逝去された取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与含む)42百万円を支払っております。
3. 上記の報酬等の総額には、当事業年度中に役員賞与として未払金に計上した次の金額を含んでおります。

取締役 5名 36百万円

監査役 3名 2百万円 (うち社外監査役 2名 900千円)

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職状況および当社との関係

| 区分  | 氏名   | 重要な兼職状況                                                                                                                  |
|-----|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 | 中野淑夫 | 株式会社清貴 代表取締役<br>株式会社ジェー・エム・シー 取締役<br>一般社団法人地域企業振興協会 理事<br>一般財団法人事業承継支援財団 代表理事<br>日本写真印刷株式会社 社外監査役<br>株式会社ユタカファーマシー 社外監査役 |
| 監査役 | 益満清輝 | 益満法律事務所 所長                                                                                                               |

上記の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                                                                     |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 中 野 淑 夫 | <p>イ. 取締役会および監査役会への出席状況<br/>           当事業年度に取締役会が12回開催されうち11回、監査役会が6回開催され5回にそれぞれ出席しております。</p> <p>ロ. 取締役会および監査役会における発言状況<br/>           主に公認会計士としての財務・会計等の見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> |
| 監 査 役 | 益 満 清 輝 | <p>イ. 取締役会および監査役会への出席状況<br/>           当事業年度に取締役会が12回開催されうち10回、監査役会が6回開催され6回全てにそれぞれ出席しております。</p> <p>ロ. 取締役会および監査役会における発言状況<br/>           主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p>     |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は定款において、社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外監査役である中野淑夫氏、益満清輝氏は、当社との間で、次の責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役として、その任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合には、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、最近の状況に鑑み社外取締役の選任を検討しておりましたが、議案を株主総会に提案するには至っておりませんでした。平成27年6月26日開催予定の第67期定時株主総会において、社外取締役を選任する予定であります。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

清友監査法人

### (2) 報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

27,800千円

- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

27,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合は、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断される場合は、監査役会の決定に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的といたします。

なお、平成27年6月26日開催予定の第67期定時株主総会においてご承認をいただき、当社が監査等委員会設置会社に移行いたしました際には、本方針につきまして見直しを行います。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として決議した事項は、次のとおりであります。

### 内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制および財務報告の信頼性を確保する体制を整備する。

#### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

役職員の行動規範とするため、行動憲章をはじめとするCSR（企業の社会的責任）に関する規程を定める。また、その徹底を図るため法令遵守への取り組みを組織横断的に統括する企業統治推進部を設ける。また同部は、管理部と連携し、役職員教育等を行うとともに内部監査規程に基づき法令遵守の状況を監査する。これらの活動は定期的に企業倫理委員会ならびに取締役会および監査役会に報告される。このほか、役職員が法令上疑義のある行為等を発見した場合には、規程に定められた窓口にもその事実を通報できる公益通報者保護規程を運用する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い記録し、保存する。取締役および監査役は常にこれらの情報を閲覧できる。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、担当部署において規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布、研修等を行う。企業統治推進部および管理部は連携して、組織横断的にリスク状況の監視および全社的対応を行う。新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者を定める。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は役職員が共有する業務に関する全社目標を定める。部門を担当する取締役は、全社目標達成のために担当部門の具体的目標および組織規程に基づく職務権限により効率的な達成の方法を定める。取締役会は、全社の業務の進捗状況を定期的にレビュー（評価）する。必要な場合は改善を指示し全社目標の達成を実現する。

#### (5) 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、当社の子会社からなる企業集団（当社グループ）を含む事業ごとに責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。当社のCSRに関する規程は当社グループにも適用し、グループ全体として法令遵守を徹底する。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役は、業務を適切に補完できる必要な知識・能力を備えた従業員に対して、監査に必要な業務遂行を命令することができる。監査役から業務遂行の命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役および所属部署責任者等の指揮を受けないものとする。監査役から業務遂行の命令を受けた従業員の人事など重要な事項は、監査役の同意を得ることとする。

**(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

役職員は、監査役に対して法定の事項を報告するほか、当社および当社グループの事業に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況とその内容をすみやかに報告する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)は、取締役と監査役との協議により決定する。

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役と代表取締役社長は双方の協議により定期的な意見交換会を設定する。

**(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

取締役は、金融商品取引法に定める内部統制システムを構築し、財務報告において不正等が発生するリスクの予防、発見に努める。

**(10) 反社会的勢力排除に向けた体制**

役職員は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然と対応する。

(注) 上記は当事業年度中の体制を記載しておりますが、平成27年6月26日開催予定の第67期定時株主総会においてご承認をいただき、当社が監査等委員会設置会社に移行いたしました際には、本体制につきまして見直しを行います。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当等の決定に関する方針につきましては、株主のみなさまに対する安定配当の維持と将来の事業展開のための内部留保の充実を考慮し、実施することとしております。

当社は定款で取締役会の決議により剰余金の配当等を行うことができる旨を定めておりますが、その運用につきましては、配当事務に係るコストも考慮し、従来どおり配当原資が確定する期末日を基準日とする年一回の配当を継続したく考えております。

---

(注) 本事業報告の中の記載金額および株式数等は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>16,790,708</b> | <b>流動負債</b>     | <b>10,795,659</b> |
| 現金及び預金          | 1,831,705         | 支払手形            | 1,786,180         |
| 受取手形            | 1,475,463         | 買掛金             | 3,488,697         |
| 売掛金             | 9,472,135         | 短期借入金           | 2,870,481         |
| 商品及び製品          | 979,393           | 1年以内返済予定長期借入金   | 1,125,600         |
| 仕掛品             | 262,568           | 未払金             | 372,950           |
| 原材料             | 2,342,447         | 未払費用            | 181,034           |
| 貯蔵品             | 374               | 未払法人税等          | 100,249           |
| 繰延税金資産          | 345,370           | 未払消費税           | 14,237            |
| 貸倒引当金           | 81,545            | 前受金             | 94,119            |
|                 | △294              | 設備支払手形          | 17,619            |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,948,639</b>  | 受注損失引当金         | 184,809           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,021,157</b>  | 賞与引当金           | 262,000           |
| 建物              | 1,687,795         | 繰延税金負債          | 122               |
| 構築物             | 43,577            | その他             | 297,557           |
| 機械及び装置          | 317,258           | <b>固定負債</b>     | <b>3,102,107</b>  |
| 車両及び運搬具         | 6,066             | 長期借入金           | 2,552,000         |
| 工具・器具及び備品       | 239,989           | 退職給付に係る負債       | 2,058             |
| 土地              | 722,742           | 役員退職慰労引当金       | 46,700            |
| 建設仮勘定           | 3,726             | 環境対策引当金         | 73,836            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>374,404</b>    | 繰延税金負債          | 389,326           |
| ソフトウェア          | 153,722           | 預り保証金           | 38,186            |
| 土地の使用権          | 200,559           | <b>負債合計</b>     | <b>13,897,767</b> |
| その他の資産          | 20,122            | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,553,077</b>  | <b>株主資本</b>     | <b>8,694,604</b>  |
| 投資有価証券          | 2,133,405         | 資本金             | 3,380,000         |
| 出資金             | 10,503            | 資本剰余金           | 3,613,665         |
| 長期貸付金           | 73,800            | 利益剰余金           | 1,901,184         |
| 退職給付に係る資産       | 317,234           | 自己株式            | △200,245          |
| 差入保証金           | 102,654           | その他の包括利益累計額     | 1,059,080         |
| 役員及び従業員保険積立金    | 918,067           | その他有価証券評価差額金    | 613,213           |
| 繰延税金資産          | 12,644            | 為替換算調整勘定        | 212,411           |
| その他             | 57,141            | 退職給付に係る調整累計額    | 233,455           |
| 貸倒引当金           | △72,375           | <b>少数株主持分</b>   | <b>87,894</b>     |
| <b>資産合計</b>     | <b>23,739,347</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>9,841,580</b>  |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>23,739,347</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                                               |    |   |   |   |   |   |   |   |   | 金 額        |         |   |         |
|---------------------------------------------------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|------------|---------|---|---------|
| 売上<br>販売費<br>営業<br>受取<br>受取<br>不為<br>作保<br>そ<br>営 | 上  | 上 | 原 | 高 | 利 | 益 |   |   |   | 22,514,098 |         |   |         |
|                                                   | 上  | 上 | 原 | 高 | 利 | 益 |   |   |   | 18,222,778 |         |   |         |
|                                                   | 売  | 上 | 原 | 高 | 利 | 益 |   |   |   | 4,291,320  |         |   |         |
|                                                   | 販  | 費 | 及 | 一 | 総 | 管 | 理 | 費 |   | 3,388,889  |         |   |         |
|                                                   | 営  | 業 | 外 | 取 | 利 | 益 |   |   |   | 902,430    |         |   |         |
|                                                   | 受  | 取 | 取 | 配 | 利 | 當 | 息 |   |   | 9,735      |         |   |         |
|                                                   | 受  | 取 | 取 | 配 | 利 | 當 | 金 |   |   | 49,911     |         |   |         |
|                                                   | 不  | 動 | 産 | 賃 | 貸 | 差 | 料 |   |   | 34,718     |         |   |         |
|                                                   | 為  | 替 | 換 | 算 | 貸 | 差 | 益 |   |   | 27,068     |         |   |         |
|                                                   | 作  | 業 | く | ず | 売 | 却 | 益 |   |   | 5,006      |         |   |         |
| 保<br>そ<br>営                                       | 險  | の | 費 | 用 | 利 | 割 | 手 | 数 |   | 20,828     |         |   |         |
|                                                   | 支  | 外 | 払 | 利 | 割 | 手 | 数 |   |   | 34,400     |         |   |         |
|                                                   | 売  | 上 | 上 | 利 | 割 | 手 | 数 |   |   | 46,976     |         |   |         |
|                                                   | シ  | ン | ケ | 一 | ト | ロ | 一 | ン |   | 70,462     |         |   |         |
|                                                   | 保  | 險 | 解 | の | 利 | 益 |   |   |   | 29,500     |         |   |         |
|                                                   | そ  | 常 | 利 | 益 |   |   |   |   |   | 21,997     |         |   |         |
|                                                   | 経  | 常 | 利 | 益 |   |   |   |   |   | 14,263     |         |   |         |
|                                                   | 特  | 別 | 利 | 益 |   |   |   |   |   | 183,199    |         |   |         |
|                                                   | 投  | 資 | 有 | 価 | 証 | 券 | 売 | 却 |   | 900,901    |         |   |         |
|                                                   | 固  | 定 | 資 | 産 | 売 | 却 | 益 |   |   | 39,081     |         |   |         |
| 負<br>関<br>特                                       | の  | の | れ | ん | 発 | 生 | 益 |   |   | 67,371     |         |   |         |
|                                                   | 係  | 会 | 社 | 清 | 算 | 益 |   |   |   | 13,594     |         |   |         |
|                                                   | 別  | 損 | 失 |   |   |   |   |   |   | 4,360      |         |   |         |
|                                                   | 定  | 資 | 産 | 除 | 却 | 損 |   |   |   | 124,407    |         |   |         |
|                                                   | 資  | 有 | 価 | 証 | 券 | 売 | 却 |   |   | 44,822     |         |   |         |
|                                                   | 払  | 助 | 金 | 返 | 還 | 損 |   |   |   | 1,095      |         |   |         |
|                                                   | 補  | 助 | 金 | 返 | 還 | 損 |   |   |   | 22,526     |         |   |         |
|                                                   | 税金 | 等 | 調 | 整 | 前 | 當 | 期 | 純 | 利 | 益          | 41,063  |   |         |
|                                                   | 法人 | 税 | 、 | 住 | 民 | 税 | 及 | び | 事 | 業          | 109,507 |   |         |
|                                                   | 法  | 人 | 税 | 等 | 調 | 整 | 額 |   |   |            | 915,801 |   |         |
| 少<br>数<br>株<br>主<br>當                             | 株  | 主 | 損 | 益 | 調 | 整 | 前 | 當 | 期 | 純          | 利       | 益 | 945,588 |
|                                                   | 数  | 株 | 主 | 利 | 益 |   |   |   |   |            |         |   | 2,611   |
|                                                   | 當  | 期 | 純 | 利 | 益 |   |   |   |   |            |         |   | 942,976 |
|                                                   | 當  | 期 | 純 | 利 | 益 |   |   |   |   |            |         |   |         |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                       | 株 主 資 本   |           |           |          |             |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                       | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高             | 3,380,000 | 3,613,665 | 939,962   | △199,431 | 7,734,196   |
| 会計方針の変更による累積的影響額      |           |           | 102,901   |          | 102,901     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高     | 3,380,000 | 3,613,665 | 1,042,864 | △199,431 | 7,837,098   |
| 当 期 変 動 額             |           |           |           |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当           |           |           | △84,656   |          | △84,656     |
| 当 期 純 利 益             |           |           | 942,976   |          | 942,976     |
| 自 己 株 式 の 取 得         |           |           |           | △814     | △814        |
| 株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額） |           |           |           |          |             |
| 当 期 変 動 額 合 計         | －         | －         | 858,320   | △814     | 857,506     |
| 当 期 末 残 高             | 3,380,000 | 3,613,665 | 1,901,184 | △200,245 | 8,694,604   |

|                       | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |          |              |               | 少数株主持分  | 純資産合計     |
|-----------------------|-----------------------|----------|--------------|---------------|---------|-----------|
|                       | その他有価証券評価差額金          | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |         |           |
| 当 期 首 残 高             | 422,632               | 133,065  | 146,220      | 701,918       | 99,685  | 8,535,800 |
| 会計方針の変更による累積的影響額      |                       |          |              |               |         | 102,901   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高     | 422,632               | 133,065  | 146,220      | 701,918       | 99,685  | 8,638,702 |
| 当 期 変 動 額             |                       |          |              |               |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当           |                       |          |              |               |         | △84,656   |
| 当 期 純 利 益             |                       |          |              |               |         | 942,976   |
| 自 己 株 式 の 取 得         |                       |          |              |               |         | △814      |
| 株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額） | 190,580               | 79,346   | 87,234       | 357,162       | △11,791 | 345,371   |
| 当 期 変 動 額 合 計         | 190,580               | 79,346   | 87,234       | 357,162       | △11,791 | 1,202,877 |
| 当 期 末 残 高             | 613,213               | 212,411  | 233,455      | 1,059,080     | 87,894  | 9,841,580 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

|          |                                                                                             |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数  | 5 社                                                                                         |
| 連結子会社の名称 | 星和テクノロジー株式会社<br>株式会社デジテック<br>常熟星和電機有限公司<br>SEIWA ELECTRIC (VIETNAM) Co., Ltd.<br>常熟星電貿易有限公司 |

##### ② 非連結子会社の名称

星和電子株式会社  
星和電子株式会社は総資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

##### ③ 連結の範囲の変更にに関する事項

上海制和貿易有限公司は、当連結会計年度において、清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（星和電子株式会社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

| 会社名                                | 決算日        |
|------------------------------------|------------|
| SEIWA ELECTRIC (VIETNAM) Co., Ltd. | 12月31日 * 1 |
| 常熟星和電機有限公司                         | 12月31日 * 2 |
| 常熟星電貿易有限公司                         | 12月31日 * 2 |

\* 1：連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

当該連結子会社の事業年度の末日を基礎として連結計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っていましたが、より適切な経営情報の把握及び連結計算書類の開示を行うため、当連結会計年度より、連結決算日に仮決算を行う方法に変更しております。

\* 2：連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によりおり、評価方法は次のとおりであります。

商品

先入先出法

製品・仕掛品

受注品

個別法

その他

総平均法

原材料

主要原材料

移動平均法

その他

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

15年～50年

機械及び装置

7年～11年

工具・器具及び備品

2年～6年

ロ. 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア

5年

土地使用権

土地使用契約期間

ハ. 長期前払費用

契約期間等に応じた均等償却

ニ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

当社は、役員の退任に伴う退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。なお、平成19年5月25日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。また、同定時株主総会において、支給時期は退任時として当社内規による相当額の範囲内で当該総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することを決議いたしました。

ニ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約にかかる損失見込額を計上しております。

ホ. 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事

工事完成基準

⑤ 重要なヘッジ会計の処理方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・借入金利息

ハ. ヘッジ方針

社内規程等に基づき金利変動リスクをヘッジすることとしております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が102,901千円増加し、利益剰余金が102,901千円増加しております。

また、当連結会計年度の営業損失、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

(工場財団)

|    |           |
|----|-----------|
| 建物 | 626,700千円 |
| 土地 | 130,786千円 |
| 計  | 757,486千円 |

(その他)

|    |       |
|----|-------|
| 預金 | 600千円 |
|----|-------|

上記、担保資産に対応する債務は以下の通りであります。

(工場財団設定分)

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年以内返済予定長期借入金 | 235,840千円 |
| 長期借入金         | 511,800千円 |

(その他)

|       |       |
|-------|-------|
| 短期借入金 | 600千円 |
|-------|-------|

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,241,407千円

(上記金額には減損損失累計額を含みます。)

(3) 偶発債務

当社が加入する「京都機械金属厚生年金基金」は、平成26年2月20日開催の代議員会において、解散の方針を決議しました。なお、同基金は、特例解散の許可申請の時期を平成29年9月頃に予定しております。

同基金の解散に伴い費用の発生が見込まれますが、解散に伴う費用と業績に与える影響につきましては、現時点では不確定要素が多く、合理的な見積金額を算定することはできません。今後見積金額が判明した場合は、連結業績に影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

| 株 式 の 種 類     | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 発 行 済 株 式     |               |              |              |              |
| 普 通 株 式       | 12,382,000    | —            | —            | 12,382,000   |
| 合 計           | 12,382,000    | —            | —            | 12,382,000   |
| 自 己 株 式       |               |              |              |              |
| 普 通 株 式 ( 注 ) | 288,245       | 2,420        | —            | 290,665      |
| 合 計           | 288,245       | 2,420        | —            | 290,665      |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,420株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決 議                | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 効力発生日      | 配当の原資 |
|--------------------|-------|----------------|------------------|------------|-------|
| 平成26年5月14日<br>取締役会 | 普通株式  | 84,656         | 7                | 平成26年6月12日 | 利益剰余金 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

| 決 議                | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|----------------|------------------|------------|------------|
| 平成27年5月14日<br>取締役会 | 普通株式  | 96,730         | 8                | 平成27年3月31日 | 平成27年6月11日 |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また短期的運転資金については必要に応じ銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

デリバティブ取引は、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しましては、社内規程に沿って、残高管理や期日管理を行うことによりリスク低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主には業務上の関係を有する取引先の株式及び一時的な余資運用の債券であり、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、一年以内の支払期日であります。短期借入金は主に営業取引に伴う運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は主に設備投資を目的とした資金調達であります。また、金利変動リスクを回避するため、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用しております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社では、与信管理規程に従い、営業債権について営業部門及び経理部門が主要な取引先の状況を定期的に調査し、取引先ごとに期日、残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行う方針であります。

##### ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業等）の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っております。

##### ハ. 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理課が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、手元流動性の水準を確保することなど、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することもあります。

また、「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（下記（注2）をご参照ください。）。

|                  | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|------------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金       | 1,831,705          | 1,831,705  | —          |
| (2) 受取手形及び売掛金    | 10,947,599         | 10,947,599 | —          |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | 2,071,418          | 2,071,418  | —          |
| 資産計              | 14,850,722         | 14,850,722 | —          |
| (1) 支払手形及び買掛金    | 5,274,878          | 5,274,878  | —          |
| (2) 短期借入金        | 2,870,481          | 2,870,481  | —          |
| (3) 長期借入金        | 3,677,600          | 3,654,292  | △23,307    |
| 負債計              | 11,822,960         | 11,799,652 | △23,307    |
| デリバティブ取引         | —                  | —          | —          |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは6ヵ月以内に決済される場合が多く、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

- ① 有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

| 区分                     | 連結貸借対照表<br>計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|------------------------|------------------------|--------------|------------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                        |              |            |
| ① 株式                   | 1,391,485              | 539,508      | 851,976    |
| ② 債券                   |                        |              |            |
| 国債・地方債                 | —                      | —            | —          |
| 社債                     | 132,142                | 124,702      | 7,439      |
| その他                    | —                      | —            | —          |
| ③ その他                  | 60,651                 | 50,141       | 10,509     |
| 小計                     | 1,584,278              | 714,352      | 869,925    |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                        |              |            |
| ① 株式                   | —                      | —            | —          |
| ② 債券                   |                        |              |            |
| 国債・地方債                 | —                      | —            | —          |
| 社債                     | 266,007                | 271,753      | △5,745     |
| その他                    | —                      | —            | —          |
| ③ その他                  | 221,132                | 236,862      | △15,730    |
| 小計                     | 487,139                | 508,616      | △21,476    |
| 合計                     | 2,071,418              | 1,222,969    | 848,449    |

- ② その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は832,830千円であり、売却益の合計額は39,081千円、売却損の合計額は1,095千円であります。

#### 負債

- (1) 支払手形及び買掛金並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

# デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

| ヘッジ会計の方法    | 取引の種類                 | 主なヘッジ対象 | 契約額等<br>(千円) | 契約額等のうち<br>1年超 (千円) | 時価<br>(千円) |
|-------------|-----------------------|---------|--------------|---------------------|------------|
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引<br>変動受取・固定支払 | 長期借入金   | 2,500,000    | 1,700,000           | ※          |

※金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|-------|-----------------|
| 非上場株式 | 61,987          |

※非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額並びに有利子負債の返済予定額

(単位：千円)

|                                       | 1年以内       | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超     |
|---------------------------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| (1) 現金及び預金                            | 1,831,705  | —           | —           | —           | —           | —       |
| (2) 受取手形及び売掛金                         | 10,947,599 | —           | —           | —           | —           | —       |
| (3) 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券のうち満期があるもの |            |             |             |             |             |         |
| (イ) 国債・地方債等                           | —          | —           | —           | —           | —           | —       |
| (ロ) 社債                                | —          | —           | —           | —           | 10,000      | 386,455 |
| (ハ) その他                               | —          | 10,300      | 157,356     | —           | 20,400      | —       |
| 金融債権及び満期がある有価証券合計                     | 12,779,304 | 10,300      | 157,356     | —           | 30,400      | 386,455 |
| (1) 短期借入金                             | 2,870,481  | —           | —           | —           | —           | —       |
| (2) 長期借入金                             | 1,125,600  | 975,600     | 826,400     | 535,000     | 215,000     | —       |
| 利子負債計                                 | 3,996,081  | 975,600     | 826,400     | 535,000     | 215,000     | —       |

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、茨城県筑西市において、賃貸用の不動産（土地）を有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は31,105千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

| 連結貸借対照表計上額（千円）  |                |                | 当連結会計年度末の時価<br>（千円） |
|-----------------|----------------|----------------|---------------------|
| 当連結会計年度期首<br>残高 | 当連結会計年度<br>増減額 | 当連結会計年度末<br>残高 |                     |
| 508,500         | —              | 508,500        | 368,311             |

（注）当連結会計年度の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算出した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 806円66銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 77円98銭  |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. その他の注記

### (1) 追加情報

法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は2,315千円減少し、法人税等調整額が26,626千円、その他有価証券評価差額金が24,311千円それぞれ増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は5,989千円減少し、法人税等調整額は5,989千円増加しております。

(2) 企業結合等関係  
共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 星和テクノロジー株式会社

事業の内容 ソフトウェア、機器の販売及びコンピュータ保守

②企業結合日

平成26年8月8日

③企業結合の法的形式

少数株主からの株式買取

④結合後企業の名称

名称に変更はありません。

⑤取得した議決権比率

取得前の議決権比率 77.1%

追加取得した議決権比率 4.0%

取得後の議決権比率 81.1%

⑥その他取引の概要に関する事項

当社子会社である星和テクノロジー株式会社の少数株主より、所有株式売却の申し入れがあったため、当社で買取することといたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

①取得原価及びその内訳

現金及び預金 2,000千円

②負ののれん発生益の金額及び発生原因

負ののれん発生益の金額 13,594千円

発生原因

追加取得した子会社株式の取得原価が当該追加取得に伴う少数株主持分の減少額を下回ったことによるものです。

# 貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        | 科 目           | 金 額        |
|--------------|------------|---------------|------------|
| (資産の部)       |            | (負債の部)        |            |
| 流動資産         | 16,301,157 | 流動負債          | 10,613,446 |
| 現金及び預金       | 1,606,841  | 支払手形          | 1,786,180  |
| 受取手形         | 707,174    | 買掛金           | 3,362,857  |
| 電子債権         | 768,288    | 短期借入金         | 2,800,000  |
| 売掛金          | 9,350,308  | 1年以内返済予定長期借入金 | 1,125,600  |
| 製成品          | 881,215    | 未払金           | 419,877    |
| 商材           | 16,421     | 未払費用          | 166,094    |
| 原料貯蔵品        | 2,201,844  | 未払法人税等        | 97,000     |
| 仕掛品          | 374        | 前受金           | 93,714     |
| 繰延税金資産       | 291,194    | 預り金           | 95,509     |
| その他資産        | 339,338    | 設備支払手形        | 17,619     |
|              | 138,156    | 注損引当金         | 184,809    |
| 固定資産         | 6,375,512  | 受賞与引当金        | 262,000    |
| 有形固定資産       | 2,564,080  | その他負債         | 202,184    |
| 建物           | 1,530,240  | 固定負債          | 3,015,890  |
| 構築物          | 43,435     | 長期借入金         | 2,552,000  |
| 機械及び装置       | 96,178     | 退職給付引当金       | 29,254     |
| 車両及び運搬具      | 2,007      | 役員退職慰労引当金     | 46,700     |
| 工具・器具及び備品    | 222,397    | 環境対策引当金       | 73,836     |
| 土地           | 666,092    | 預り保証金         | 38,186     |
| 建設仮勘定        | 3,726      | 繰延税金負債        | 275,912    |
| 無形固定資産       | 200,006    | 負債合計          | 13,629,337 |
| 電話加入権        | 17,715     | (純資産の部)       |            |
| ソフトウェア       | 180,938    | 株主資本          | 8,437,559  |
| その他資産        | 1,352      | 資本            | 3,380,000  |
| 投資その他の資産     | 3,611,425  | 資本剰余金         | 3,613,665  |
| 投資有価証券       | 2,021,551  | 資本準備金         | 3,613,665  |
| 関係会社株式       | 64,850     | 利益剰余金         | 1,644,139  |
| 出資金          | 10,503     | 利益準備金         | 161,500    |
| 関係会社出資金      | 496,512    | その他利益剰余金      | 1,482,639  |
| 長期貸付金        | 143,800    | 固定資産圧縮積立金     | 94,287     |
| 長期前払費用       | 1,316      | 特定株式積立金       | 677        |
| 差入保証金        | 91,307     | 別途積立金         | 300,000    |
| 役員及び従業員保険積立金 | 800,277    | 繰越利益剰余金       | 1,087,673  |
| その他          | 53,680     | 自己株式          | △200,245   |
| 貸倒引当金        | △72,375    | 評価・換算差額等      | 609,773    |
|              |            | その他有価証券評価差額金  | 609,773    |
| 資産合計         | 22,676,669 | 純資産合計         | 9,047,332  |
|              |            | 負債・純資産合計      | 22,676,669 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から  
平成27年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     |       | 金 額      |            |
|-------------------------|-------|----------|------------|
| 売 上                     | 高 価   |          | 22,001,701 |
| 売 上                     | 原 価   |          | 17,886,961 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 総 利 益 |          | 4,114,739  |
| 営 業 外 収 入               | 利 益   |          | 3,279,413  |
| 受 取 配 当 金               | 利 息   | 2,276    | 835,325    |
| 受 取 配 当 金               | 利 息   | 41,917   |            |
| 有 価 証 券 利 息             | 利 息   | 8,631    |            |
| 不 動 産 賃 貸 料             | 貸 料   | 38,665   |            |
| 為 替 換 算 差 益             | 差 益   | 28,256   |            |
| 作 業 損 失                 | 損 失   | 5,006    |            |
| 保 険 収 入                 | 収 入   | 20,828   |            |
| 営 業 外 費 用               | 費 用   | 32,707   | 178,291    |
| 支 払 利 息                 | 利 息   | 45,938   |            |
| 売 上 割 引                 | 割 引   | 70,462   |            |
| シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料 | 手 数 料 | 29,500   |            |
| 保 険 解 約 損 失             | 損 失   | 21,997   |            |
| 経 常 損 失                 | 損 失   | 14,191   | 182,090    |
| 特 別 利 益                 | 利 益   |          | 831,527    |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 売 却 益 | 35,059   |            |
| 特 別 損 失                 | 損 失   | 67,371   | 102,430    |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 除 却 損 | 44,522   |            |
| 補 助 金 返 還 損             | 返 還 損 | 41,063   |            |
| 関 係 会 社 清 算 損           | 清 算 損 | 187      | 85,773     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 純 利 益 |          | 848,184    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 税 額   | 84,308   |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 調 整 額 | △123,401 | △39,093    |
| 当 期 純 利 益               | 純 利 益 |          | 887,278    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |           |                   |                |            |                  |           |                       |              | 自己株式      | 株主資本<br>合 計 |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|-------------------|----------------|------------|------------------|-----------|-----------------------|--------------|-----------|-------------|
|                               | 資本金       | 資本剰余金     | 利 益 剰 余 金 |                   |                |            |                  |           |                       | 利益剰余金<br>合 計 |           |             |
|                               |           | 資本準備金     | 利益準備金     | その他利益剰余金          |                |            |                  |           | そ の 他<br>利益剰余金<br>合 計 |              |           |             |
|                               |           |           |           | 固定資産<br>圧縮<br>積立金 | 特 定<br>株 積 立 金 | 別 途<br>積立金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 益 金       |                       |              |           |             |
| 当 期 首 残 高                     | 3,380,000 | 3,613,665 | 161,500   | 89,599            | 644            | 300,000    | 186,871          | 577,115   | 738,615               | △199,431     | 7,532,849 |             |
| 会計方針の変更による累<br>積 的 影 響 額      |           |           |           |                   |                |            | 102,901          | 102,901   | 102,901               |              | 102,901   |             |
| 会計方針の変更を反映し<br>た 当 期 首 残 高    | 3,380,000 | 3,613,665 | 161,500   | 89,599            | 644            | 300,000    | 289,773          | 680,017   | 841,517               | △199,431     | 7,635,751 |             |
| 当 期 変 動 額                     |           |           |           |                   |                |            |                  |           |                       |              |           |             |
| 剰 余 金 の 配 当                   |           |           |           |                   |                |            | △84,656          | △84,656   | △84,656               |              | △84,656   |             |
| 固定資産圧縮積立<br>金 の 積 立           |           |           |           | 4,687             |                |            | △4,687           | -         | -                     |              |           |             |
| 特定株式積立金の<br>積 立               |           |           |           |                   | 33             |            | △33              | -         | -                     |              |           |             |
| 当 期 純 利 益                     |           |           |           |                   |                |            | 887,278          | 887,278   | 887,278               |              | 887,278   |             |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |           |           |           |                   |                |            |                  |           |                       | △814         | △814      |             |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項目の当期変動額(純額) |           |           |           |                   |                |            |                  |           |                       |              |           |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | —         | —         | —         | 4,687             | 33             | —          | 797,900          | 802,622   | 802,622               | △814         | 801,807   |             |
| 当 期 末 残 高                     | 3,380,000 | 3,613,665 | 161,500   | 94,287            | 677            | 300,000    | 1,087,673        | 1,482,639 | 1,644,139             | △200,245     | 8,437,559 |             |

|                                       | 評価・換算差額等             | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------------|----------------------|-----------|
|                                       | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 |           |
| 当 期 首 残 高                             | 423,935              | 7,956,785 |
| 会計方針の変更による累<br>積 的 影 響 額              |                      | 102,901   |
| 会計方針の変更を反映し<br>た 当 期 首 残 高            | 423,935              | 8,059,687 |
| 当 期 変 動 額                             |                      |           |
| 剰 余 金 の 配 当                           |                      | △84,656   |
| 固定資産圧縮積立<br>金 の 積 立                   |                      |           |
| 特定株式積立金の立<br>積                        |                      |           |
| 当 期 純 利 益                             |                      | 887,278   |
| 自 己 株 式 の 取 得                         |                      | △814      |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項 目 の 当 期 変 動 額 (純額) | 185,837              | 185,837   |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | 185,837              | 987,645   |
| 当 期 末 残 高                             | 609,773              | 9,047,332 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                                                                      |                                                             |
|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| ① 関係会社株式                                                             | 移動平均法による原価法                                                 |
| ② その他有価証券                                                            |                                                             |
| 時価のあるもの                                                              | 事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定） |
| 時価のないもの                                                              | 移動平均法による原価法                                                 |
| ③ たな卸資産                                                              |                                                             |
| 評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により算定されており、評価方法は次のとおりであります。 |                                                             |
| 製品・仕掛品                                                               | 受注品      個別法                                                |
|                                                                      | その他      総平均法                                               |
| 原材料                                                                  | 主要原材料      移動平均法                                            |
|                                                                      | その他      最終仕入原価法                                            |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |            |                                                      |
|------------|------------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産   | 定率法                                                  |
| (リース資産を除く) | ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。   |
|            | なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。                               |
|            | 建物                                      15年～50年      |
|            | 機械及び装置                          7年～11年               |
|            | 工具・器具及び備品                  2年～6年                     |
| ② 無形固定資産   | 定額法                                                  |
| (リース資産を除く) | なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ 長期前払費用   | 契約期間等に応じた均等償却                                        |
| ④ リース資産    |                                                      |

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

#### ④ 役員退職慰労引当金

当社は、役員の退任に伴う退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。なお、平成19年5月25日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。また、同定時株主総会において、支給時期は退任時として当社内規による相当額の範囲内で当該総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することを決議いたしました。

#### ⑤ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約にかかる損失見込額を計上しております。

#### ⑥ 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

#### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事

工事完成基準

(5) 重要なヘッジ会計の処理方法

- |                |                                               |
|----------------|-----------------------------------------------|
| ① ヘッジ会計の方法     | 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象  | ヘッジ手段・・・金利スワップ取引<br>ヘッジ対象・・・借入金利              |
| ③ ヘッジ方針        | 社内規程等に基づき金利変動リスクをヘッジすることとしております。              |
| ④ ヘッジの有効性評価の方法 | 特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。                 |

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

- |           |               |
|-----------|---------------|
| 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。 |
|-----------|---------------|

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。この結果、当事業年度の期首の退職給付に係る資産が102,901千円増加し、利益剰余金が102,901千円増加しております。

また、当事業年度の営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

|     |           |
|-----|-----------|
| 建 物 | 626,700千円 |
| 土 地 | 130,786千円 |
| 計   | 757,486千円 |

上記の物件は、1年以内返済予定長期借入金235,840千円及び長期借入金511,800千円の担保に供しております。

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,871,776千円

(上記金額には減損損失累計額を含みます。)

### (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 30,019千円 |
| 長期金銭債権 | 70,000千円 |
| 短期金銭債務 | 72,466千円 |

- (4) 保証債務 700,000US \$  
常熟星和電機有限公司の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

- (5) 偶発債務  
当社が加入する「京都機械金属厚生年金基金」は、平成26年2月20日開催の代議員会において、解散の方針を決議しました。なお、同基金は、特例解散の許可申請の時期を平成29年9月頃に予定しております。  
同基金の解散に伴い費用の発生が見込まれますが、解散に伴う費用と業績に与える影響につきましては、現時点では不確定要素が多く、合理的な見積金額を算定することはできません。今後見積金額が判明した場合は、業績に影響を与える可能性があります。

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |             |
|------------|-------------|
| 売上高        | 796千円       |
| 仕入高        | 1,129,557千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 148,556千円   |
| 営業取引以外の取引高 | 266,435千円   |

固定資産売却益

固定資産売却益の主なものは、機械及び装置、工具・器具及び備品の売却によるものであります。

関係会社清算損

連結子会社である上海制和貿易有限公司の清算にともない発生した損失であります。

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 288,245     | 2,420      | —          | 290,665    |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,420株は单元未満株式の買取りによる増加であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

|              |            |
|--------------|------------|
| (流動)         |            |
| 繰延税金資産       |            |
| 未払賞与         | 86,512千円   |
| たな卸評価減       | 145,275千円  |
| 未払事業税        | 6,614千円    |
| 受注損失引当金      | 61,024千円   |
| 繰越欠損金        | 25,955千円   |
| その他          | 13,956千円   |
| 繰延税金資産小計     | 339,338千円  |
| 評価性引当額       | －千円        |
| 繰延税金資産合計     | 339,338千円  |
| (固定)         |            |
| 繰延税金資産       |            |
| 貸倒引当金        | 23,319千円   |
| 退職給付引当金      | 9,425千円    |
| 退職給付信託資産     | 64,719千円   |
| 役員退職慰労引当金    | 15,046千円   |
| 投資有価証券       | 56,849千円   |
| 固定資産償却超過     | 19,293千円   |
| 建設仮勘定        | 19,446千円   |
| 出資金評価損       | 39,198千円   |
| 環境対策引当金      | 23,789千円   |
| 繰越欠損金        | 476,860千円  |
| その他有価証券評価差額金 | 6,080千円    |
| その他          | 22,897千円   |
| 繰延税金資産小計     | 776,929千円  |
| 評価性引当額       | △776,929千円 |
| 繰延税金資産合計     | －千円        |
| 繰延税金負債       |            |
| 固定資産圧縮積立金    | △44,820千円  |
| その他有価証券評価差額金 | △230,770千円 |
| その他          | △322千円     |
| 繰延税金負債合計     | △275,912千円 |
| 繰延税金負債の純額    | △275,912千円 |

(2) 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は2,274千円減少し、法人税等調整額が26,411千円、その他有価証券評価差額金が24,137千円それぞれ増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は5,989千円減少し、法人税等調整額は5,989千円増加しております。

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  
該当事項はありません。

(2) オペレーティング・リース取引

（借主側）

未経過リース料

1 年 内

1,029千円

1 年 超

－千円

合 計

1,029千円

（貸主側）

未経過リース料

1 年 内

34,376千円

1 年 超

210,077千円

合 計

244,453千円

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

748円24銭

(2) 1株当たり当期純利益

73円37銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月21日

星和電機 株式会社  
取締役 会 御中

清 友 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 平 岡 彰 信 ⑩  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 三 牧 潔 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、星和電機株式会社の平成26年4月 1 日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、星和電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

連結貸借対照表に関する注記（3）偶発債務に記載されているとおり、会社が加入する「京都機械金属厚生年金基金」は、平成26年 2 月20日開催の代議員会において、解散の方針を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月21日

星和電機 株式会社  
取 締 役 会 御中

清 友 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 岡 彰 信 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 牧 潔 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、星和電機株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

貸借対照表に関する注記(5)偶発債務に記載されているとおり、会社が加入する「京都機械金属厚生年金基金」は、平成26年2月20日開催の代議員会において、解散の方針を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成27年 5 月25日

星和電機株式会社 監査役会

|           |         |   |
|-----------|---------|---|
| 常 勤 監 査 役 | 佐 野 廣 一 | ⑩ |
| 社 外 監 査 役 | 中 野 淑 夫 | ⑩ |
| 社 外 監 査 役 | 益 満 清 輝 | ⑩ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第 1 号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、監査を担う者に取締役会の議決権を付与することにより、監査機能をさらに強化するため、監査等委員会設置会社に移行するべく、所要の定款変更を行うものであります。
- (2) 平成27年 5 月 1 日に施行された会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、定款の定めによって業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められることとなったことに伴い、それらの取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条第 2 項（取締役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 株式事務の効率化および管理コストの削減を図るため、会社法第189条第 2 項を踏まえ、単元未満株式についての株主としての権利に制限をかけるべく、条文を新設するものであります。
- (4) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、現行規定内容を明確にすること、その他の所要の変更、字句の修正などを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案の決議による定款一部変更の効力は、本総会終結の時をもって生ずるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                  | 変 更 案                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 章 総 則<br>第 1 条～第 3 条 （条文省略）<br>（新 設） | 第 1 章 総 則<br>第 1 条～第 3 条 （現行どおり）<br><u>（機 関）</u><br><u>第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u><br><u>1. 取締役会</u><br><u>2. 監査等委員会</u><br><u>3. 会計監査人</u> |
| 第 4 条 （条文省略）                             | 第 5 条 （現行どおり）                                                                                                                                         |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第7条 （条文省略）<br/>（新 設）</p> <p>第8条～第10条 （条文省略）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 （条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/><u>（取締役会の設置）</u></p> <p>第17条 <u>当会社は、取締役会を置く。</u><br/>（員 数）</p> <p>第18条 当会社の取締役は、12名以内とする。<br/><br/>（新 設）</p> <p>（選任方法）</p> <p>第19条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. （条文省略）</p> <p>3. （条文省略）</p> | <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条 （現行どおり）<br/><u>（单元未満株式についての権利）</u></p> <p>第9条 <u>当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条～第12条 （現行どおり）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 （現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>（削 除）</p> <p>（員 数）</p> <p>第19条 当会社の<u>監査等委員でない</u>取締役は、12名以内とする。</p> <p>2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>（選任方法）</p> <p>第20条 当会社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. （現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)</p> <p>第20条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第23条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(決 議)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第25条 (条文省略)</p> | <p>(任 期)</p> <p>第21条 当社の監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(決 議)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u></p> <p><u>3. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. 第26条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第29条 当会社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p><u>(員 数)</u></p> <p>第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> | <p>(議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. 第25条第3項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                    | 変 更 案 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第31条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>         | (削 除) |
| <p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第32条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                        | (削 除) |
| <p><u>(招集通知)</u></p> <p><u>第34条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>                                          | (削 除) |
| <p><u>(決 議)</u></p> <p><u>第35条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                        | (削 除) |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第36条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                | (削 除) |
| <p><u>(議事録)</u></p> <p><u>第37条 監査役会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>                                         | (削 除) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第38条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第30条 監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(招集通知)</u></p> <p>第31条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(決 議)</u></p> <p>第32条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</p> |

| 現 行 定 款                                                                    | 変 更 案                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                                                      | <u>(監査等委員会規程)</u>                                                                           |
|                                                                            | <u>第33条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>                          |
| (新 設)                                                                      | <u>(議事録)</u>                                                                                |
|                                                                            | <u>第34条 監査等委員会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u> |
| 第6章 会計監査人<br>(会計監査人の設置)                                                    | 第6章 会計監査人<br>(削 除)                                                                          |
| <u>第40条 当社は、会計監査人を置く。</u>                                                  |                                                                                             |
| <u>第41条～第42条 (条文省略)</u><br>(報酬等)                                           | <u>第35条～第36条 (現行どおり)</u><br>(報酬等)                                                           |
| <u>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>                                | <u>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>                                               |
| 第7章 計 算                                                                    | 第7章 計 算                                                                                     |
| <u>第44条～第46条 (条文省略)</u><br>(剰余金の配当等の除斥期間)                                  | <u>第38条～第40条 (現行どおり)</u><br>(剰余金の配当等の除斥期間)                                                  |
| <u>第47条 剰余金の配当および中間配当が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</u> | <u>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</u>                   |
| (新 設)                                                                      | <u>附 則</u>                                                                                  |
|                                                                            | <u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であったものの責任を、法令の限度において免除することができる。</u>  |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（5名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )            | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                       | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | ます やま てる あき<br>増 山 晃 章<br>(昭和28年12月20日生) | 昭和56年3月 当社入社<br>平成7年6月 当社取締役<br>平成14年6月 当社専務取締役<br>平成15年6月 当社代表取締役専務取締役<br>平成17年6月 当社代表取締役社長<br>平成26年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長（現任） | 562,838株          |
| 2          | まさ ばやし けい じ<br>正 林 啓 志<br>(昭和25年8月27日生)  | 平成16年6月 当社入社<br>平成17年6月 当社取締役統括技術部長<br>平成22年4月 当社取締役社会システム社統括技術部長<br>平成25年4月 当社取締役生産本部統括技術部長（現任）                            | 20,000株           |
| 3          | もち づき とも ひこ<br>望 月 友 彦<br>(昭和27年3月14日生)  | 平成19年5月 当社入社<br>平成22年4月 当社管理部長<br>平成23年6月 当社取締役管理部長<br>平成25年4月 当社取締役管理本部長<br>平成26年4月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長（現任）                  | 2,900株            |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 ( 生 年 月 日 )                     | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4          | いぬい かつ のり<br>乾 勝 典<br>(昭和32年9月3日生)           | 平成19年11月 当社入社<br>平成20年4月 当社EMC社技術部長<br>平成23年6月 当社取締役EMC社技術部長兼品質管理室長<br>平成23年10月 当社取締役EMC社社長<br>平成24年4月 当社取締役コンポーネント社社長<br>兼製品技術部長<br>平成25年4月 当社取締役コンポーネント事業部長<br>兼生産本部生産革新担当部長<br>平成26年4月 当社取締役生産本部副本部長<br>兼生産本部コンポーネント事業部長<br>兼部技術部長兼部品技術課長<br>平成26年11月 当社取締役生産本部長<br>兼生産本部コンポーネント事業部長<br>兼技術部長兼部品技術課長<br>平成27年4月 当社取締役生産本部長<br>兼生産本部コンポーネント事業部長（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社デジテック 代表取締役<br>常熟星和電機有限公司 董事長<br>常熟星電貿易有限公司 董事長 | 2,900株            |
| 5          | ※<br>はる やま まさ ひこ<br>春 山 雅 彦<br>(昭和38年2月28日生) | 昭和62年7月 当社入社<br>平成19年4月 当社社会システム社公共営業本部関西支社長<br>兼営業課長兼業務課長<br>平成25年4月 当社執行役員営業本部西日本統括部長<br>兼関西支社長兼業務課長兼営業企画部長<br>平成27年4月 当社執行役員営業本部西日本統括部長<br>兼関西支社長兼営業企画部長（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                | —                 |
| 6          | ※<br>てら がき けい じ<br>寺 垣 敬 司<br>(昭和44年4月11日生)  | 平成6年4月 当社入社<br>平成22年10月 当社社会システム社生産本部品質管理部長<br>兼生産本部長代理兼品質管理課長<br>平成26年10月 当社執行役員生産本部情報システム事業部長<br>平成27年4月 当社執行役員生産本部情報システム事業部長<br>兼事業計画室部長（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                | —                 |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 乾勝典氏は、株式会社デジテックの代表取締役を兼務しており、当社と同社との間には電磁波環境部品の取引関係があります。
3. 乾勝典氏は、常熟星和電機有限公司の董事長を兼務しており、当社と同社との間には電磁波環境部品と照明器具の仕入れに関する取引関係があります。
4. 乾勝典氏は、常熟星電貿易有限公司の董事長を兼務しており、当社と同社との間には照明機器材料の仕入れに関する取引関係があります。
5. その他各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>( 生 年 月 日 )                       | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                            | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | ※<br>さ の こう いち<br>佐 野 廣 一<br>(昭和24年1月2日生)    | 昭和48年4月 当社入社<br>平成7年4月 当社営業技術部長<br>平成17年6月 当社取締役社会システム社社長<br>平成22年4月 当社取締役LELIC社社長<br>平成23年4月 当社常務取締役LELIC社社長<br>平成24年4月 当社取締役LELIC社社長<br>平成25年4月 当社取締役研究開発本部長<br>平成25年7月 当社取締役研究開発本部長<br>兼品質保証部長<br>平成26年4月 当社取締役研究開発本部長<br>平成26年6月 当社監査役就任（現任） | 18,100株           |
| 2          | ※<br>なか の よし お<br>中 野 淑 夫<br>(昭和9年10月26日生)   | 平成18年6月 当社社外監査役就任（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社清貴 代表取締役<br>株式会社ジェー・エム・シー 取締役<br>一般社団法人地域企業振興協会 理事<br>一般財団法人事業承継支援財団 代表理事                                                                                                                             | 2,000株            |
| 3          | ※<br>ます みつ きよ てる<br>益 満 清 輝<br>(昭和21年10月5日生) | 平成19年6月 当社社外監査役就任（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>益満法律事務所 所長                                                                                                                                                                                                | —                 |

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 中野淑夫氏および益満清輝氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、中野淑夫氏および益満清輝氏の両氏を東京証券取引所定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。なお、監査等委員である取締役に就任した場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 中野淑夫氏を社外取締役候補者として選任をお願いする理由は、公認会計士として、また、他の会社の取締役や社外監査役として、豊富な実績・見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

6. 益満清輝氏を社外取締役候補者として選任をお願いする理由は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しておられることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
7. 中野淑夫氏および益満清輝氏とは、現在当社の社外監査役として両氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、佐野廣一氏、中野淑夫氏、益満清輝氏の各氏が監査等委員である取締役に就任した場合、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は各氏との間で同様の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

#### **第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成22年6月29日開催の第62期定時株主総会において年額130,000,000円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮いたしまして、年額130,000,000円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名ですが、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名となります。

また、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

#### **第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件**

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮いたしまして、年額20,000,000円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

以 上

メ モ

## 株主総会会場ご案内図

京都府城陽市寺田新池36番地

当社本店会議室

- ・ J R 奈良線 「城陽駅」下車、徒歩約15分または路線バス520、525系統近鉄寺田方面「寺田南小学校」下車すぐ
- ・ 近鉄京都線 「寺田駅」下車、徒歩約20分またはバス停「近鉄寺田」より520、525系統「寺田南小学校」下車すぐ

